

前橋市下水道排水設備指定工事店手引き

前 橋 市 水 道 局

【前橋市下水道排水設備指定工事店手引き目次】

下水道排水設備工事

1	工事計画の確認	2
2	材料の検査	2
3	工事完了届	2
4	使用開始届	2
5	無届出の場合の使用料	2

前橋市下水道排水設備指定工事店

1	指定工事店の責務及び遵守事項	3
2	指定工事店の要件	3
3	指定の申請	4
4	添付書類	4
5	受付期間及び有効期間	4
6	指定工事店証	4
7	指定工事店の指定手数料	5
8	変更及び廃止等の届出	5
9	指定の取消し又は一時停止	5
10	調査	5

下水道排水設備工事責任技術者

1	責任技術者の責務	6
2	責任技術者の定義	6
3	試験の実施回数及び実施期日	6
4	資格及び試験	6
5	試験の受験資格	6
6	試験の受験申込み	7
7	受験票の送付	7
8	合格の取消し	8
9	免状の交付申請	8
10	免状の交付	8
11	手数料	8

その他

1	問い合わせ先	9
---	--------	---

様式(記載例)

様式第7号	下水道排水設備指定工事店指定申請書	10
様式第8号	誓約書	12
様式第9号	機械器具に関する調書	14
様式第11号	下水道排水設備指定工事店指定事項変更届	16
様式第12号	下水道排水設備工事責任技術者変更届	18
様式第13号	下水道排水設備指定工事店 廃止届 再開	20

前橋市下水道排水設備指定工事店手引き

平成8年の水道法一部改正に伴い、建設省から「排水設備工事に係る指定工事店制度の見直しについて」通達されました。

この通達により、今まで市町村の規程で運用されていた指定工事店の制度が改められ、平成11年度から日本下水道協会群馬県支部により責任技術者の群馬県統一試験が実施、さらに平成13年度から指定工事店制度が条例並びに施行規程で定められ運用されることになりました。

排水設備は、下水道管に直結されることから、下水処理機能や市民生活に直接影響を及ぼすため、工事にあたっては細心の注意が必要となります。

前橋市においても、新しい制度に基づいて排水設備工事の施工を適正に運用管理し、市民生活の安全を確保し、住み良い快適な暮らしに貢献していきます。

(はじめに)

- 1 この手引きは、前橋市下水道排水設備指定工事店が事業を運営していくうえで、必要な法令及び手続きを解りやすく簡単にまとめたものです。
- 2 排水設備指定工事店は、下水道に関する法令、関係する省令、前橋市公共下水道条例、前橋市公共下水道条例施行規程等を熟知し、これらの規定に基づく前橋市水道局の指示を厳守し、誠実にその業務を行わなければなりません。
- 3 建設省通達は、規制緩和や競争性、透明性の確保を趣旨としたものです。
さらに条例で規定されたことにより、排水設備指定工事店の責務は、より重く、より適正な業務を求められることを認識してください。
- 4 排水設備工事は前橋市公営企業管理者が指定した者でなければ施工することができません。**前橋市公共下水道条例第6条第1項**
- 5 排水設備工事の設計、施工等に関して技能を有する者として日本下水道協会群馬県支部が実施する下水道排水設備工事責任技術者認定試験に合格し、かつ下水道排水設備工事責任技術者免状の交付を受けた者を下水道排水設備工事責任技術者とします。
前橋市公共下水道条例第6条の5、第6条の6、同施行規程第23条
- 6 排水設備とは、公共下水道の排水区域内の土地について下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠、その他の排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿処理槽を除く。）又は次に挙げる設置にあたって許可の必要な排水施設をいいます。
 - (1) 公共下水道の排水設備の開渠である構造部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断、縦断して設ける施設又は工作物
 - (2) 公共下水道の排水設備の開渠である構造部分の地下に設ける施設又は工作物その他の物件
 - (3) 公共下水道の排水設備の暗渠である構造部分に固着する排水設備**下水道法第10条、同法第24条、前橋市公共下水道条例第24条**
- 7 排水設備工事とは、排水設備を新設、増設、改築し接続する行為をいいます。
前橋市公共下水道条例第3条

下水道排水設備工事

1 工事計画の確認

排水設備及びこれに接続する除害施設の新設等の工事は、あらかじめその計画が水道局の確認を受けたものでなければ着手することはできません。

前橋市公共下水道条例第5条第1項、同施行規程第6条

2 材料の検査

水道局は、排水設備等の工事に使用する材料について検査を行うことができます。

前橋市公共下水道条例第7条

3 工事完成届

排水設備等の新設等の工事を施工した指定工事店は、その工事が完成した場合及び特定施設の設置又は構造の変更をした場合は、14日以内に水道局に届け出て検査を受けなければなりません。

前橋市公共下水道条例第8条、同施行規程第7条第1項

4 使用開始届

公共下水道や水洗便所の使用を開始、中止又は廃止をする場合、その用途を変更する場合は、あらかじめ水道局に届け出なければなりません。

また、使用者の氏名や住所に変更があった場合にも速やかに届け出てください。

前橋市公共下水道条例第13条、同施行規程第10条

5 無届出の場合の使用料

無届出で公共下水道の使用を開始したときは、次のように使用料が徴収されます。

- (1) 新たに排水設備を設置した場合は、排水設備の設置の時点で使用を開始したものとします。
- (2) 既設の排水設備の場合は、前の使用者に引き続いて使用したものとします。

また、公共下水道を使用していない場合でも、中止や廃止の届け出がないときは、使用料を徴収されます。

前橋市公共下水道条例第21条

前橋市下水道排水設備指定工事店

1 指定工事店の責務及び遵守事項

まず、指定工事店は、法令等に従い誠実に排水設備等の工事を施工することはもちろんのこと、次の各号に掲げる事項についても必ず守らなければなりません。

- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒むことはできません。
- (2) 工事は、適正な工費で施工しなければなりません。
- (3) 工事契約を締結するときは、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に施工主に対して示さなければなりません。
- (4) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託したり、請け負わせたりすることはできません。
- (5) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与することはできません。
- (6) 工事は、管理者の確認を受けたものでなければ着手できません。
- (7) 工事は、責任技術者の監理の下でないと設計や施工はできません。
- (8) 工事の完了後1年以内にその排水設備等が当該工事のかしに起因して故障した場合には、その工事を施工した指定工事店がこれを補修することとなり、その費用については当該指定工事店が負担することとなります。
- (9) 災害等緊急時に排水設備等の復旧に関して、水道局から協力の要請があった場合には、協力するよう努めなければなりません。

前橋市公共下水道条例第6条の7、同施行規程第24条

2 指定工事店の要件

指定工事店として指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えなければなりません。

- (1) 雇用関係にある責任技術者が営業所に1人以上専属しなければなりません。
- (2) 次の機械器具を保有しなくてはなりません。
 - ア 水平器、スパナその他の排水設備の機械器具
 - イ 振動プレート、さく岩機その他の土工用の機械器具
 - ウ 工事標示板、バリケードその他の保安用の機械器具
 - エ その他配管及び鉛工用の機械器具
- (3) 次のいずれにも該当しない者でなければなりません。
 - ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 前橋市水道局の指定を取り消されてから2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合

前橋市公共下水道条例第6条の3、同施行規程第21条

3 指定の申請

下水道排水設備指定工事店の指定を受けようとする者は、様式第7号の下水道排水設備指定工事店指定申請書に次に掲げる事項を記入し提出してください。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 営業所の名称、所在地、郵便番号及び電話番号
- (3) 営業所において専属することとなる下水道排水設備工事責任技術者の氏名、免状の交付番号及び住所

前橋市公共下水道条例第6条の2、同施行規程第20条

4 添付書類

- (1) 誓約書（様式第8号）
- (2) 機械器具に関する調書（様式第9号）
- (3) 専属する責任技術者の責任技術者証（更新講習受講前の場合は免状）の写し及び雇用関係を証する書類
- (4) 法人の場合は、定款及び登記事項証明書
- (5) 個人の場合は、住民票
- (6) 営業所の案内図（住宅地図等）、平面図及び写真
なお、写真は、次の条件のものを提出してください。
ア 事業所の看板、全体及び室内の様子が分かるもの
イ 保有している機械器具（「2 指定工事店の要件の(2)」で明記している機械器具）の写し
- (7) その他参考書類として他市町村で指定を受けている場合は指定証の写し

前橋市公共下水道条例施行規程第20条

5 受付期間及び有効期間

申請書については、随時受け付けを行い個別に審査されます。

また、一旦指定を受けた排水設備指定工事店は取消等の処分をされない限り、永年指定となり以後更新の手続きは一切必要ありません。

6 指定工事店証

申請を審査した結果、すべての要件を備えていると認められたときは、指定工事店として指定すると同時に、前橋市水道局下水道排水設備指定工事店証を交付します。

指定工事店証が汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができます。

また、営業の廃止を届け出たときや指定を取り消されたときは、指定工事店証を返納しなければなりません。

さらに、営業の休止を届け出たときや指定の効力を一時停止されたときも、その期間は指定工事店証を水道局に提出しなければなりません。

なお、指定工事証を提出した指定工事店は、営業の再開を届け出たときや指定の効力の停止の期間が満了したときは、その返還を請求することができます。

前橋市公共下水道条例施行規程第22条

7 指定工事店の指定手数料

申請1件につき、指定証交付時に10,000円を指定手数料として納付してください。また、指定証の紛失や汚損時の再交付手数料については、1件につき2,500円を納付してください。なお、一旦納付された手数料は還付しません。

前橋市公共下水道条例第34条

8 変更及び廃止等の届出

指定工事店は下記のいずれかに変更があったときは、変更又は異動のあった日から30日以内に、様式第11号又は様式第12号の変更届に必要な書類を添付して届け出なければなりません。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 代表者又は役員の氏名
- (3) 営業所の電話番号
- (4) 専属する責任技術者

なお、指定工事店としての営業を廃止または休止したときは、10日以内に、更に営業を再開したときは10日以内に、様式第13号の指定工事店^{廃止}_{再開}届出書を提出しなければなりません。

また、指定要件のいずれかを満たさなくなったときも、この様式を届け出なければなりません。

前橋市公共下水道条例第6条の8、同施行規程第25条、第26条

9 指定の取消し又は一時停止

次のいずれかに該当するときは、指定を取り消されたり6か月を超えない範囲内において指定の効力を停止されたりします。

- (1) 不正の手段により指定を受けたとき。
- (2) 責任技術者が定められた職務を守れなかったとき。
- (3) 指定工事店の責務や遵守事項を守れなかったとき。
- (4) 管理者の求めに対し虚偽の報告や虚偽の資料を提出したとき。
- (5) 変更の届出をしなかったり虚偽の届出をしたりしたとき。
- (6) 完成届を定められたとおり届出なかったとき。
- (7) 施工した工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。

前橋市公共下水道条例第6条の9

10 調査

必要に応じ水道局は、指定工事店に報告又は資料の提出を求めることができます。

前橋市公共下水道条例第6条の7第2項

下水道排水設備工事責任技術者

1 責任技術者の責務

指定工事店は、責任技術者に次の職務を行わせなければなりません。

- (1) 工事の関する技術上の管理
- (2) 工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
- (4) 管理者の求めに対する検査の立会い

前橋市公共下水道条例第6条の4第2項

2 責任技術者の定義

群馬県下水道協会が行う責任技術者として必要な知識及び技能について認定する試験に合格し、免状の交付を受けた者をいいます。

前橋市公共下水道条例第6条の5、第6条の6

群馬県内において一般的に下水道排水設備工事責任技術者となる技能を有するものとし、(排水設備工事の設計、施行等)

群馬県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験及び更新講習実施要綱第3条

3 試験の実施回数及び実施期日

試験は、毎年1回、群馬県下水道協会長の定める日に群馬県内で一斉に実施されます。

群馬県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験及び更新講習実施要綱第5条

4 資格及び試験

試験は、群馬県下水道協会が実施します。

筆記試験として次に掲げる科目について実施されます。

- (1) 下水道の一般知識に関すること。
- (2) 排水設備の法令知識に関すること。
- (3) 排水設備工事の事務手続き等に関すること。
- (4) 排水設備の設計、施工及び維持管理に関すること。

群馬県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験及び更新講習実施要綱第6条

5 試験の受験資格

試験を受験できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、

- (1) 高等学校(※1)の土木工学科又はこれに相当する課程(※2)を修了して卒業した方
- (2) 高等学校を卒業した方で排水設備工事等(※3)の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有する方
- (3) 排水設備工事等の設計又は施工に関し、2年以上の実務経験を有する方
- (4) 高等学校を卒業した方で農業集落排水施設等(※4)の工事の設計又は施工に関して1年以上の実務経験を有する方

- (5) 農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して2年以上の実務経験を有する方
- (6) 学校教育法による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した方
- (7) 職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設において配管科を修了した方

(※1) 「高等学校」とは、学校教育法による高等学校又は旧中学校令による中等学校以上の学校をいう。

(※2) 「これに相当する課程」とは、土木科、農業土木科、農業工学科、建築科、建築工学科、設備工学科及び衛生工学科をいう。

(※3) 「排水設備工事等」とは、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事をいう。

(※4) 「農業集落排水施設等」とは、農(漁)業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽及び温泉給湯設備をいう。

なお、上記の経験を有する者でも、次のいずれかに該当する者は、試験を受験することはできません。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権を得ない者
- (2) 不正行為又は不法行為によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者

**群馬県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験及び更新講習実施要綱
第7条**

6 試験の受験申込み

試験を受験しようとする者は、定められた期間内に、前橋市水道局内に備え付けの受験申込書に次に掲げる書類等を添えて、提出してください。

- (1) 受験票1通(写真を貼付し、表面に受験申込者の氏名、生年月日及び住所、裏面に宛名として受験申込者の住所及び氏名を記載する)
- (2) 角形2号の封筒1枚(返信用として切手を貼り、宛名として受験申込者の住所及び氏名を記載する)
- (3) 写真2枚(受験申込書及び受験票に貼付)

なお、写真は、次の条件のものを使用してください。

ア 上半身が撮影されたもの

イ 試験の受験申込みを行った日から3か月以内に撮影された、ネガが同一のもの

ウ 縦4cm及び横3cmの大きさのもの

エ 写真の裏面に黒ボールペンで氏名を記入してください。

- (4) 受験資格を有することを証する書類(卒業証明書等)
- (5) 住民票
- (6) 長形3号封筒1枚(返信用として切手を貼り、宛名として受験申込者の住所及び氏名を記載する)

**群馬県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験及び更新講習実施要綱
第3条**

7 受験票の送付

受験申込関係書類の提出後は、受験資格及び申込み要件を審査した後に、受験申込者に

受験票が送付されます。

なお、受験申込者は、送付された受験票を試験の際に携帯してください。

群馬県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験及び更新講習実施要領第
3条

8 合格の取消し

試験に合格しても、次のいずれかに該当したときは合格を取り消されます。

また、既に責任技術者証の交付を受けた者でも、その返還をしなくてはなりません。

- (1) 試験の受験資格がないことが判明したとき。
- (2) 不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。

群馬県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験及び更新講習実施要綱第
11条

9 責任技術者証の交付申請

試験の合格者で前橋市において下水道排水設備工事責任技術者としての業務を行おうとする者は、責任技術者証の交付を申請してください。

免状の交付申請は、交付申請書に次に掲げる書類等を添えて提出してください。

- (1) 写真
- (2) 合格証の写し
- (3) 登録手数料払込金受領証又はその写し

群馬県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験及び更新講習実施要綱第
12条、同要領第8条

10 責任技術者証の交付

申請を受理後、速やかに通知し、責任技術者証を交付します。

群馬県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験及び更新講習実施要綱第
10条

11 手数料

上記の手続きに係る手数料は次のとおりです。

なお、既納の手数料については、いかなる場合も返還されません。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 試験を受けようとする者 | 8, 500円 |
| (2) 更新講習を受けようとする者 | 4, 000円 |
| (3) 責任技術者登録を受けようとする者 | 2, 500円 |
| (4) 責任技術者証の再交付を受けようとする者 | 1, 000円 |

群馬県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験及び更新講習実施要綱第
21条

そ の 他

1 問い合わせ先

排水設備指定工事店／前橋市水道局経営企画課管理係	(027) 898-3011
排水設備工事／前橋市水道局下水道整備課排水設備係	(027) 898-3074
排水設備工事責任技術者／群馬県下水道協会	(027) 321-1263

下水道排水設備指定工事店指定申請書

（宛先）前橋市公営企業管理者

年 月 日

申 請 者 氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名

指定工事店の指定を受けたいので、前橋市公共下水道条例第6条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名		
ふ り が な 氏 名	ふ り が な 氏 名	
営 業 所	所 在 地	〒 -
	名 称 及 び 電 話 番 号	() -
責 任 技 術 者	住 所	
	氏 名	
	責任技術者証番号	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書 ・ 機械器具に関する調書 ・ 専属することとなる責任技術者の責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類 ・ 個人の場合…住民票 ・ 法人の場合…定款の写し及び登記事項証明書 ・ 営業所の案内図、平面図及び写真 	

下水道排水設備指定工事店指定申請書

（宛先）前橋市公営企業管理者

令和〇〇年 〇月〇〇日

申請者 氏名又は名称 **前橋市水道工業株式会社**
 住 所 **前橋市岩神町三丁目13-15**
 代表者氏名 **代表取締役 前橋 太郎**

指定工事店の指定を受けたいので、前橋市公共下水道条例第6条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
ふ り が な 氏 名	ふ り が な 氏 名
代表取締役 まえばし たろう 前 橋 太 郎	取締役 まえばし はなこ 前 橋 花 子 取締役 まえばし じろう 前 橋 次 郎
営 業 所	所 在 地 〒 3 7 1 - 0 0 3 5 前橋市岩神町三丁目13-15
	名 称 及 び 電 話 番 号 前橋市水道工業株式会社 (027) 234-5511
責 任 技 術 者	住 所 前橋市岩神町三丁目13-15
	氏 名 前 橋 次 郎
	責任技術者証番号 第*****号
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書 ・ 機械器具に関する調書 ・ 専属することとなる責任技術者の責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類 ・ 個人の場合…住民票 ・ 法人の場合…定款の写し及び登記事項証明書 ・ 営業所の案内図、平面図及び写真

誓 約 書

下水道排水設備指定工事店指定申請書に記載してある、指定工事店代表者及びその役員は、前橋市公共下水道条例第6条の3第1項第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であること、及び責任技術者は、申請書記載の営業所において専属するものに相違ないことを誓約します。

年 月 日

申 請 者	氏名又は名称
	住 所
	代表者氏名

（宛先）前橋市公営企業管理者

誓 約 書

下水道排水設備指定工事店指定申請書に記載してある、指定工事店代表者及びその役員は、前橋市公共下水道条例第6条の3第1項第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であること、及び責任技術者は、申請書記載の営業所において専属するものに相違ないことを誓約します。

令和〇〇年 〇月〇〇日

申請者	氏名又は名称	前橋市水道工業株式会社
	住 所	前橋市岩神町三丁目13-15
	代表者氏名	代表取締役 前橋 太郎

(宛先) 前橋市公営企業管理者

機械器具に関する調書

年 月 日

種 別	名 称	型 式・性 能	数 量	備 考

注 種別の欄には「排水設備の機械器具」、「土工用の機械器具」、「保安用の機械器具」又は「配管及び鉛工用の機械器具」の別を記入すること。

機械器具に関する調書

令和〇〇年 〇月〇〇日

種別	名称	型式・性能	数量	備考
排水設備用具	水平器	5点 大・小	1	
	烏ロスパナ		1	
	イギリススパナ		1	
	インパートコテ		1式	
	平コテ		2	
	一輪車		1	
	フルイ		1	
	レベル（水準器）		1	
土工用具	スタッフ（箱尺）		1	
	振動プレート	舗装仕上・転圧用	1	
	削岩機		1	
	ツルハシ		2	
	スコップ		3	
	石ノミ		2	
	ハンマー		1	
	ランマー	転圧用	1	
保安用具	水替ポンプ		1	
	コンクリートカッター	舗装切断用	1	
	エンジンカッター	管類切断用	1	
	工事標示板		2	
	バリケード		10	
配管用具	道路灯	赤灯	10	
	工事用標識		各2	
	予告看板		各2	
	カラーコーン	反射式	5	
	現場表示板		5	
	パイプレンチ	250～350mm	3	
	プライヤー		1	
	モンキーレンチ	250mm. 300mm	2	
弦鋸		1		
面取器		1		
開栓器	1.0m・1.2m	2		
泥上げ	1.0m・1.2m	2		
ねじ切り機	15～80A	1		
パイプ圧着機		2		
テストポンプ		1		
分水栓用穿孔機	鑄鉄・ビニル・石綿用	1		
水圧計	1Mpa（10kgf/cm ² ）	1		
残塩測定器		1		
トランプ・ガスパーナ		各1		
平ヤスリ		各1		
平ブラシ		各2		
丸ブラシ		2		

注 種別の欄には「排水設備の機械器具」、「土工用の機械器具」、「保安用の機械器具」又は「配管及び鉛工用の機械器具」の別を記入すること。

下水道排水設備指定工事店指定事項変更届

(宛先) 前橋市公営企業管理者

年 月 日

届出者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

前橋市公共下水道条例第6条の8の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

ふりがな 氏名又は名称			
所在地			
ふりがな 代表者氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

下水道排水設備指定工事店指定事項変更届

(宛先) 前橋市公営企業管理者

令和〇〇年 〇月〇〇日

届出者 氏名又は名称 **前橋市排水工事株式会社**
 住 所 **前橋市六供町1331番地**
 代表者氏名 **代表取締役 前橋 次郎**

前橋市公共下水道条例第6条の8の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

ふりがな 氏名又は名称	まえばしはいすいこうじかぶしがいしゃ 前橋市排水工事株式会社		
所在地	前橋市六供町1331番地		
ふりがな 代表者氏名	まえばし じろう 代表取締役 前橋 次郎		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
商号	前橋市水道工業㈱	前橋市排水工事㈱	令和00年0月0日
代表取締役	前橋 太郎	前橋 次郎	令和00年0月0日
営業所の所在地	前橋市岩神町 三丁目13-15	前橋市六供町 1331番地	令和00年0月0日
電話番号	(027) 234-5511	(027) 898-3000	令和00年0月0日

下水道排水設備工事責任技術者変更届

(宛先) 前橋市公営企業管理者

年 月 日

届 出 者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

前橋市公共下水道条例第 6 条の 8 の規定に基づき、次のとおり下水道排水設備工事責任技術者の変更を届け出ます。

専属する営業所の名称	
下水道排水設備工事責任技術者の住所、氏名及び責任技術者証番号	
新	旧

注 新たに専属したときは、誓約書、責任技術者の責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類を添付すること。

下水道排水設備工事責任技術者変更届

(宛先) 前橋市公営企業管理者

令和〇〇年 〇月〇〇日

届出者 氏名又は名称 **前橋水道工業株式会社**
 住 所 **前橋市岩神町三丁目13-15**
 代表者氏名 **代表取締役 前橋太郎**

前橋市公共下水道条例第6条の8の規定に基づき、次のとおり下水道排水設備工事責任技術者の変更を届け出ます。

専属する営業所の名称	前橋水道工業株式会社
下水道排水設備工事責任技術者の住所、氏名及び責任技術者証番号	
新	旧
(入社) 前橋市岩神町三丁目13-15 前橋花子 第*****号	(退職) 前橋市岩神町三丁目13-15 前橋太郎 第*****号

注 新たに専属したときは、誓約書、責任技術者の責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類を添付すること。

下 水 道 排 水 設 備 指 定 工 事 店
廃止 休止 再開 届

（宛先）前橋市公営企業管理者

年 月 日

届 出 者 氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名

前橋市公共下水道条例第6条の8の規定に基づき、排水設備工事業の廃止
休止を再開

届け出ます。

ふりがな 氏名又は名称	
所在地	
ふりがな 代表者氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

廃止
 下水道排水設備指定工事店 休止 届
 再開

（宛先）前橋市公営企業管理者

令和〇〇年 〇月〇〇日

届出者 氏名又は名称 **前橋水道工業株式会社**
 住 所 **前橋市岩神町三丁目13-15**
 代表者氏名 代表取締役 **前橋太郎**

廃止
 前橋市公共下水道条例第6条の8の規定に基づき、排水設備工事の事業の休止を
 再開

届け出ます。

ふりがな 氏名又は名称	まえばしすいどうこうぎょうかぶしきがいしゃ 前橋水道工業株式会社
所在地	前橋市岩神町三丁目13-15
ふりがな 代表者氏名	まえばし たろう 代表取締役 前橋 太郎
(廃止 ・休止 ・再開) の年月日	令和〇〇年 〇月〇〇日
(廃止 ・休止 ・再開) の理由	倒産による事業所の閉鎖